

いたばしアクティブプラン 2025 (骨子)

男女平等参画社会実現のための板橋区行動計画（第6次）
板橋区女性活躍推進計画
板橋区配偶者暴力防止基本計画

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨と理念	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	2
4 計画策定体制	3
第2章 計画策定の背景と板橋区の現状・課題・答申	4
1 男女平等参画を取り巻く社会環境の動向	4
2 「アクティブプラン2020」による取組状況と主要課題	5
3 板橋区男女平等に関する意識・実態調査結果と課題	7
4 板橋区男女平等参画審議会からの答申	10
第3章 基本的な考え方	11
1 計画全体を貫く視点	11
2 めざす姿と施策の方向性（行動）	12
3 計画体系	14
4 計画指標	15
第4章 行動（取組の方向性）・施策	16
めざす姿 誰もが参画・活躍できる「共生社会」	16
〔行動〕誰もが働きやすい環境づくりの推進	16
〔行動〕地域活動・防災活動への多様な担い手の参画促進	16
〔行動〕ライフステージに応じたジェンダー平等理念の啓発	16
〔行動〕家庭生活と社会参画の両立に向けた環境整備	17
〔行動〕生活の場における行動変容の促進	17
〔行動〕意思決定過程における男女バランスの均衡	17
めざす姿 多様性を活かし合う「豊かな成長社会」	18
〔行動〕D & Iの理解促進	18
〔行動〕性的マイノリティへの支援	18
〔行動〕男女平等推進センターの機能の充実	18
めざす姿 暴力やハラスメントのない「安心・安全社会」	19
〔行動〕DVの未然防止と早期発見	19
〔行動〕DV被害者支援	19
〔行動〕ハラスメントや性暴力の防止	19
〔行動〕心とからだの健康づくりの推進	20
計画の推進・進行管理体制の充実	20

資料編

「アクティブプラン2020」評価／策定経過／板橋区男女平等参画審議会委員名簿／板橋区男女平等参画基本条例／条例施行規則／男女共同参画社会基本法・・・・・・・・・・・・・・・・

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨と理念

板橋区では、すべての区民が、個人としての尊厳を重んじられ、性別による差別的な取り扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮できる男女平等参画社会の実現をめざしています。

また、「板橋区男女平等参画基本条例」(以下「条例」)に規定する5つの基本理念に基づき、平成28(2016)年3月に「男女平等参画社会実現のための板橋区行動計画 いたばしアクティブプラン2020」(以下「アクティブプラン2020」)を策定し、総合的、計画的に男女平等参画施策の推進に努めてきました。

「アクティブプラン2020」の計画期間が令和2(2020)年度をもって満了するにあたり、男女平等参画を取り巻く現状や課題を踏まえ、引き続き、5つの基本理念を堅持しつつ、社会環境の変化に的確に対応し、今後5年間の取り組むべき課題解決の基本的方向性を示すとともに、その道標として「SDGs」の考えと、新たな視点として「ダイバーシティ&インクルージョン」(以下、「D&I」)を取り入れ、「いたばしアクティブプラン2025」(以下「アクティブプラン2025」という。)を策定します。

【基本理念：板橋区男女平等参画基本条例第3条】

① 人権の尊重

男女の個人としての人権が尊重され、性別による差別的な取扱いを受けない社会を実現すること。

② 個性や能力の発揮

男女平等参画社会の形成を阻害する社会制度や慣行が是正され、男女が性別にかかわらず、その個性や能力を発揮する機会が確保されること。

③ 活動を決める過程への参画

男女が、社会の対等な構成員として、様々な分野における活動の方針決定の過程に参画する機会が確保されるとともに責任を担うこと。

④ 多様な生き方の選択

男女一人ひとりが、自立した個人としてその能力を十分に発揮し、性別による固定的な役割分担にとらわれることなく、自己の意思と責任による多様な生き方の選択が尊重されること。

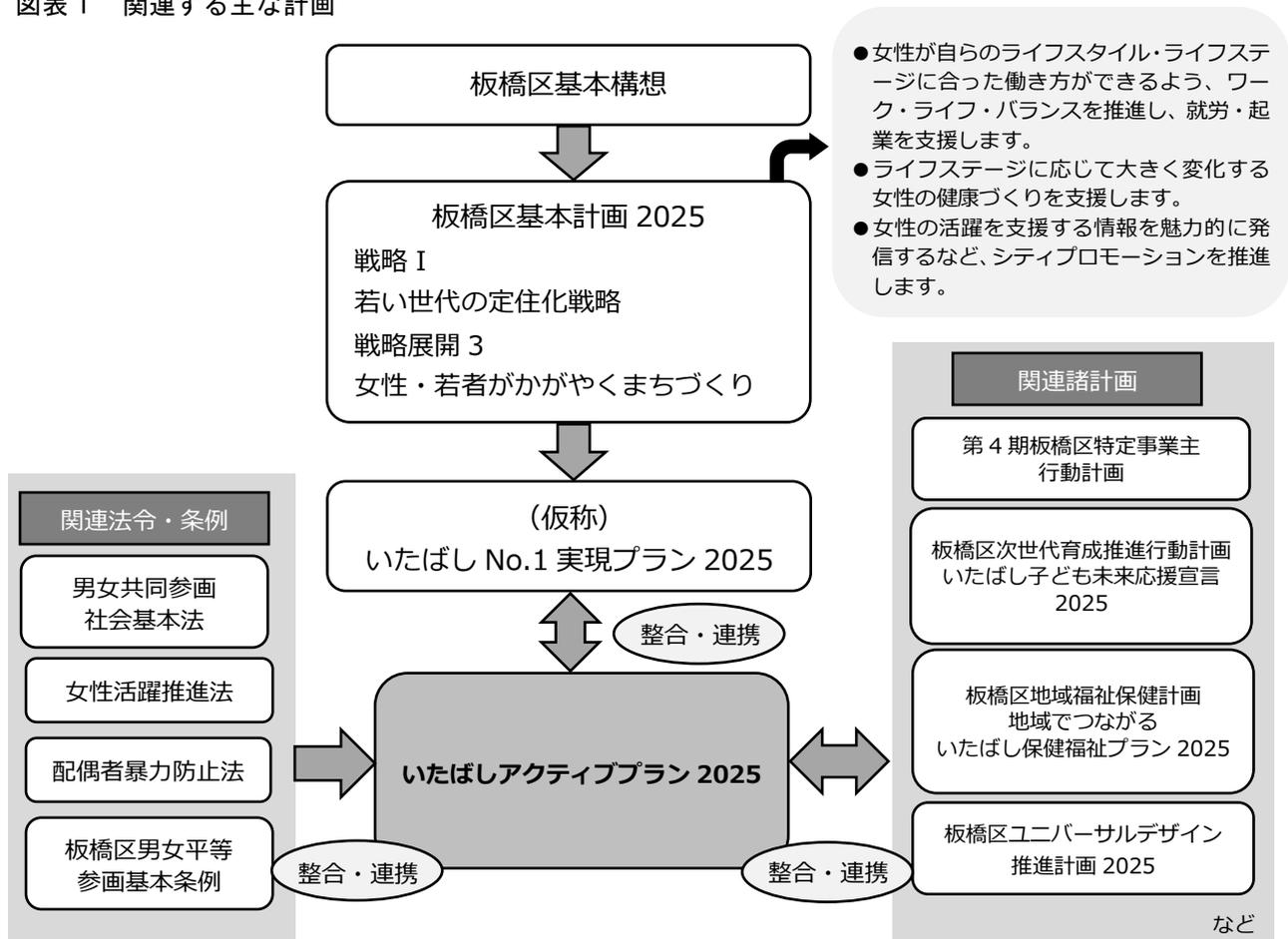
⑤ 家庭生活と社会活動の両立

男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護等の家庭生活と、職場、地域等における社会活動を両立することができるように環境が整備されること。

2 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に定められた「市町村男女共同参画計画」に相当するものであると同時に、板橋区男女平等参画基本条例第8条第1項に規定する「行動計画」です。
- (2) 本計画は、女性活躍推進法第6条第2項に定められた「市町村推進計画」に該当するもので、「板橋区女性活躍推進計画」として位置づけます。
- (3) 本計画は、配偶者暴力防止法第2条の3第3項に定められた「市町村基本計画」に該当するもので、「板橋区配偶者暴力防止基本計画」として位置づけます。
- (4) 本計画は、「板橋区基本計画2025」における未来創造戦略I『若い世代の定住化戦略』や「第4期板橋区特定事業主行動計画」、「板橋区次世代育成推進行動計画 いたばし子ども未来応援宣言2025 実施計画2021」、「板橋区地域福祉保健計画地域でつながる いたばし保健福祉プラン2025 実施計画2021」、「板橋区ユニバーサルデザイン推進計画2025」等の関連諸計画とも整合・連携を図り策定したものです。

図表1 関連する主な計画



3 計画期間

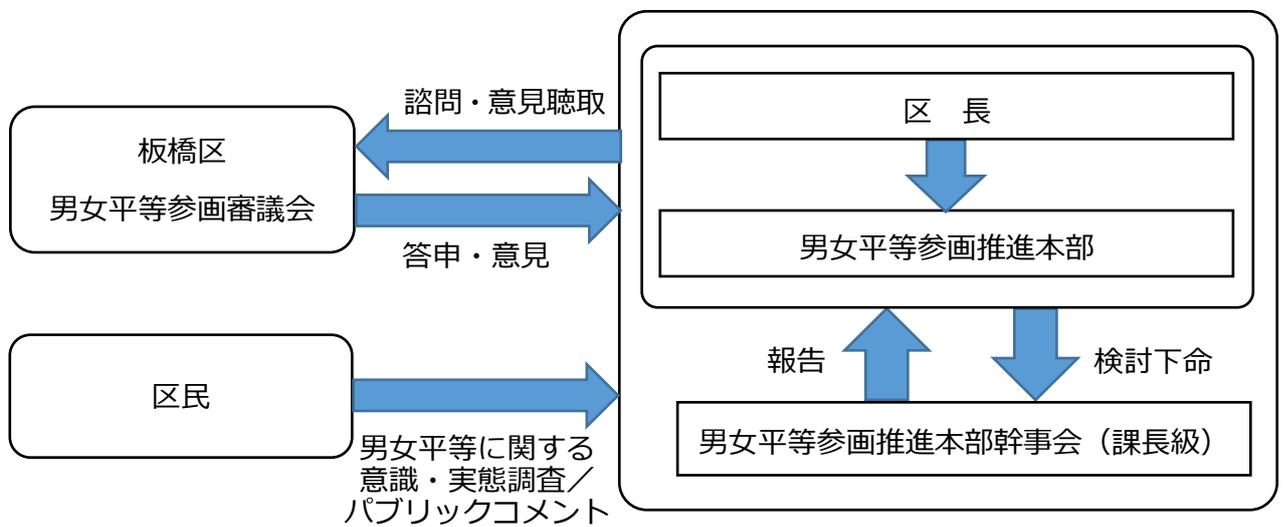
令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とします。

4 計画策定体制

「アクティブプラン 2025」の策定に関する基本的な考え方について、学識経験者、関係団体の構成員、公募区民委員で構成する「板橋区男女平等参画審議会」（以下「審議会」）に諮問し、区の施策の方向性などについて答申を受けました。併せて「アクティブプラン 2020」の5年間の実施結果に関する総括評価についても諮問し、新たな計画策定に向けた留意点についての提言を受け、「アクティブプラン 2025」の策定の基礎資料としました。

庁内では、総務部長を幹事長とし、関係課長で構成する「男女平等参画推進本部幹事会」において検討を進め、区長を本部長とする「男女平等参画推進本部」において計画の策定について協議を行いました。

図表 2 策定体制



第2章 計画策定の背景と板橋区の現状・課題・答申

1 男女平等参画を取り巻く社会環境の動向

(1) 世界の動き

世界の動きが入ります

- SDGsにおけるゴールの一つに「ジェンダー平等」(ゴール5)があり、その達成のためには、あらゆる分野における取組に、ジェンダー平等の視点を入れていくことが不可欠です。
- ジェンダー・ギャップ指数の日本の順位は153か国中121位と低くなっています。

◆ジェンダーとは
生物学的な差異に基づく男女の性別ではなく、社会的、文化的につくられた性差。人々の意識の中につくられ、様々な制度の前提とされている「女性像」「男性像」を指す概念です。

(2) 国内の動き

国の動きが入ります

- 「政治分野の男女共同参画推進法」が施行され、政治分野における男女平等参画を推進する動きがあります。
- 「女性活躍推進法」が改正され、行動計画の策定義務の対象が拡大されるなど、企業における女性活躍を促進する取組がなされています。
- 「働き方改革関連法」が施行され、ワーク・ライフ・バランスを推進させる動きが加速しています。
- 「DV防止法」と「児童福祉法」が改正され、DV被害者支援と虐待対策に一体として取り組む意識が必要とされています。
- 「労働施策総合推進法」が改正され、職場におけるセクハラ、パワハラの防止対策が強化されています。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、多様な働き方が推進された一方、家庭内での家事・育児の偏りやDV被害に関する問題が目立つようになってきています。

(3) 東京都の動き

東京都の動きが入ります

- 性別、障がい、国籍などに関係なく、誰もがいきいきと生活できる、活躍できる多様性に富んだ都市「ダイバーシティ」の実現をめざしています。
- 「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」が策定され、性的マイノリティに対する支援が必要とされています。

2 「アクティブプラン 2020」による取組状況と主要課題

区では、平成 28（2016）年度から令和 2（2020）年度までの 5 年間を計画期間とした「アクティブプラン 2020」を、男女平等参画を取り巻く社会環境の動向を注視しつつ、取組に工夫を施しながら、区民・事業者・関係機関等と協働・連携し、そこに掲げる 4 つの「めざす姿」を推進してきました。取組状況に基づく、その総括評価と課題は以下のとおりです。

めざす姿 1

女性が活躍できるまち ～女性の多様な働き方を可能にする社会～

※「アクティブプラン 2020」の総括評価の概要が入ります

主な課題

- ・区民や区内企業への「ワーク・ライフ・バランス」、「D & I」の理解促進を含めた浸透
- ・男性の家事や育児等の実践に向けた取組の推進
- ・女性の職業能力の向上
- ・女性が再び社会参画するための支援

めざす姿 2

男女がわかりあえるまち ～男女平等参画の意義を理解し、共有できる社会～

※「アクティブプラン 2020」の総括評価の概要が入ります

主な課題

- ・男女の地位は平等であるという意識の定着（啓発・情報発信の活発化などの取組の充実）
- ・男性優遇の慣習等の見直し
- ・区の付属機関等における女性委員比率の向上

めざす姿 3

安心で安全に暮らせるまち ～性差を理解し思いやりをもって暮らせる社会～

※「アクティブプラン 2020」の総括評価の概要が入ります

主な課題

- ・女性健康支援センターの認知度向上
- ・配偶者暴力防止法の理解促進
- ・DV 関係機関とのさらなる連携確保
- ・性的マイノリティ（LGBT 等）に関する支援・理解促進及び差別をなくす仕組みの検討

めざす姿4
実現のために ～推進を加速する基盤整備の充実～

※「アクティブプラン 2020」の総括評価の概要が入ります

主な課題

- ・男女平等推進センターの認知度向上
- ・男女平等推進センターのあり方に関する検討
- ・「D&I」の理解促進
- ・区の職場風土の改善

3 板橋区男女平等に関する意識・実態調査結果と課題

男女平等参画に関する区民及び事業所の現状や意識等を把握し、「アクティブプラン 2025」策定の基礎資料とすることを目的に、「板橋区男女平等に関する意識・実態調査」(以下「意識・実態調査」)を実施しました。調査概要及び調査結果から見える板橋区の課題は以下のとおりです。

(1) 調査概要

	区民調査	事業所調査
調査対象	区内在住の 18 歳以上の区民 2,000 人	区内の従業員 5 人以上の事業所 1,000 か所
抽出方法	住民基本台帳より無作為抽出	無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送またはインターネットでの回収	
調査期間	令和元年 6 月 17 日～7 月 8 日	
回収結果	有効回収数：741 票 有効回収率：37.1%	有効回収数：311 票 有効回収率：31.1%

(2) 調査結果から見える課題 (アクティブプラン 2020 めざす姿ごとに記載)

めざす姿 1 女性が活躍できるまち～女性の多様な働き方を可能にする社会～

(例示)	家事・育児に携わる平均時間	・ 3 時間以上という回答は女性が男性を 30 ポイント上回っている一方、2 時間未満という回答は男性が女性を 42 ポイント上回っており、男性と比べて女性の方が家事・育児に携わる時間が長いことがわかります。
	女性が働くことに対する意識	・ 育児期に就業を中断したほうがよいという意識が、結婚・出産にかかわらず就業を継続したほうがよいという意識よりも優勢です。 ・ 他調査と比較すると、板橋区では育児期に就業を中断することを望ましいとする意識が強いことが見受けられます。
主な課題	・ 男性の家事や育児・介護等の実践に向けた支援 ・ 女性の継続的な社会参画や家庭生活との両立に向けた家事・育児等への支援やサービスの充実	
調査結果		
主な課題		

めざす姿2 男女がわかりあえるまち～男女平等参画の意義を理解し、共有できる社会～

(例示)		
調査結果	区の審議会委員の女性割合についての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・「もう少し増えたほうがよい」と「男女半々まで増えたほうがよい」と「男性を上回るほど女性が増えたほうがよい」を合わせると、回答者の7割強となり、回答者の多くが現在よりも女性の割合が増えることを希望していることがわかります。
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ・政策方針決定過程への女性の参画拡大 	
調査結果		
主な課題		

めざす姿3 安心して安全に暮らせるまち～性差を理解し思いやりをもって暮らせる社会～

(例示)		
調査結果	DVの被害経験と意識	<ul style="list-style-type: none"> ・回答者の3人に1人は何らかの暴力被害を受けたことがあります。具体的には「大声でどなられた」が2割強となっています。 ・“精神的暴力”について、DVであるという認識が定着していない面が見られます。
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ・精神的暴力や経済的暴力についてもDVにあたるという意識啓発 	
調査結果		
主な課題		

めざす姿4 実現のために～推進を加速する基盤整備の充実～

(例示)	政策方針の決定過程に女性の参画が少ない理由	・「男性優位の組織運営であるから」が最も多く挙げられており、「性別による役割分担や性差別の意識があるから」、「女性の参画を積極的に進めようと意識している人が少ないから」が続きます。
	調査結果	
主な課題	・区役所職員全体における男女平等参画に関する理解理念の浸透と実践	
調査結果		
主な課題		

新たな課題

(例示)	D & I の認知	・「ダイバーシティ&インクルージョン」という言葉の存在を知っているのは約4割。
	調査結果	・「D & I の理解促進を図ること」が最も多く挙げられており、「多様な性のあり方、考え方があることの理解促進を図ること」が続く。
主な課題	・「D & I」に関する理解促進	
調査結果		
主な課題		

4 板橋区男女平等参画審議会からの答申

令和元（2019）年10月に区長から「アクティブプラン2025」の策定に関する基本的な考え方について、審議会に諮問しました。審議会では、「アクティブプラン2020」の取組状況や「板橋区男女平等に関する意識・実態調査」などから課題を把握するとともに、男女平等参画をめぐる動きや社会情勢などを踏まえ、板橋区に必要な新しい行動計画の検討を重ね、6回の審議会開催を経て、令和2（2020）年7月に「アクティブプラン2025」の策定に関する基本的な考え方について答申を受けました。この答申に基づき、詳細を検討していきます。

（1）「アクティブプラン2025」の策定に関する基本的な考え方

- 働く場だけにとどまらない、あらゆる場における男女平等参画の推進
- 年代に応じた教育・学習の充実、人権侵害や様々なハラスメント対策の推進
- 女性に対する支援だけでなく、高齢者や障がい者、外国人、性的マイノリティなど、多様な人々を支えるための事業や意識啓発
- 一人ひとりの違いは多岐に渡っており、目に見えやすい違い（性別、年齢、人種等）だけでなく、目に見えづらい違い（価値観、経験、育った環境、文化、宗教、ライフスタイル等）があり、受入れ、理解し合う、誰もが能力を発揮することができる（人の個性を活かし、新たな価値を生み、地域を成長につなげる）共生社会＝「D&I」推進
- 実行力のある推進体制及び新たな変化・課題に柔軟かつ的確に対応するために適宜計画の見直しが可能で進行管理体制の構築並びに区民・事業者・関係団体との協働・連携強化

（2）アクティブプラン2025に盛り込むべき事項

めざす姿1 様々な分野での男女平等参画の推進

- ・多様な価値観や政策・方針の立案や意思決定過程への女性の参画拡大に関する取組
- ・町会・自治会活動や避難所運営における男女平等参画の推進に関する取組

めざす姿2 男女平等を実感することのできる社会の実現

- ・家事や育児・介護などのケア労働の負担軽減に向けた支援に関する取組
- ・幼少期・学齢期など若年世代における男女平等教育・学習の推進に関する取組

めざす姿3 誰もが安心して暮らせる社会の実現

- ・これまで相談・支援につながりにくかった人も相談しやすくするための取組
- ・DV被害者支援と児童虐待の関係機関が一層緊密な連携を取るための取組

めざす姿4 ダイバーシティ&インクルージョンの実現

- ・多様な人々が抱える悩みや困りごとを周囲が認識・理解するための取組
- ・同性カップルに対する「パートナーシップ制度」導入に向けた取組

めざす姿5 推進を加速する基盤整備の充実

- ・全庁を挙げた実行力のある推進体制を構築するための取組
- ・計画を適宜見直すことのできる進行管理体制を確立するための取組

第3章 基本的な考え方

板橋区は、世界共通の課題解決の方向性を共有するための道標であるSDGsの推進に積極的に取り組むことで、三側面（経済・社会・環境）の統合的な発展による「東京で一番住みたくなるまち」の実現をめざしています。

「アクティブプラン2025」では、働く場における女性の活躍推進に主眼を置いた「アクティブプラン2020」を継承・発展させつつ、SDGsに掲げられているジェンダー平等や、働きがいのある雇用の促進、差別的な慣行の撤廃をはじめとした各目標の達成に向け、未だ女性が男性より能力を発揮しにくい環境にある実情を踏まえて、あらゆる分野での男女平等参画に向けた施策を強化します。そのために、働く場だけにとどまらない、あらゆる場における男女平等参画を進めるとともに、ライフステージに応じた啓発や教育・学習の充実、DVをはじめとする暴力の根絶や様々なハラスメントへの対策なども着実に進める必要があります。

また、「誰一人取り残さない」社会の実現を基本理念に掲げるSDGsと、「D&I」の考え方は非常に密接な関係があります。そのため、「D&I」の視点から、人権が尊重され、多様性を認め合い、支え合いながら、誰もがいきいきと暮らすことのできる共生社会の実現をめざしていきます。

1 計画全体を貫く視点

社会的につくられた性差にとらわれず、
また、多様な個性を理解し、認め合い、支え合うことで、
誰もが能力を発揮できる「いたばしグッドバランス」の実現

「アクティブプラン2020」では、「すべての女性が輝くまち いたばし」を、計画全体を貫く横断的な視点としていましたが、性別、人種、年齢、障がいの有無などの見えやすい違いや、思想、性のあり方、能力、経験といった、ひと目ではわかりづらい違いによる個性・生き方の多様化がより明確になってきました。

また、「男性は」「女性は」「高齢者は」などを主語とした、同じ属性の人は同じ考えや価値観を持っているという固定観念から脱却して、一人ひとりが異なる価値観をもって生きることができることが組織や社会の成長につながるとして、多様性が重要視されてきています。

そのため、性別等にかかわらず、社会的・文化的につくられた性差にとらわれず、すべての人が自分の望む選択ができ、それが尊重され、活躍する社会をめざします。

そして、様々な分野において、板橋区にとって理想的な多様性のバランスがとれていることを「いたばしグッドバランス」と定義して「D&I」の視点を取り入れ、その実現のための仕組みをつくることをめざします。

2 めざす姿と施策の方向性（行動）

「アクティブプラン 2025」では、板橋区がめざす男女平等参画社会の姿を、次の3つの「めざす姿」として表現し、目標とします。

めざす姿のうち、「誰もが参画・活躍できる『共生社会』」及び「暴力やハラスメントのない『安心・安全社会』」については、「アクティブプラン 2020」を継続・発展させています。

また、多様性を理解し、認め合い、活かし合う社会の実現に向けて、「D&I」を大きな柱として、めざす姿『多様性を活かし合う「豊かな成長社会」』を追加しています。

そして、「めざす姿」の実現に向けて展開する取組の方向性を「行動」とし、「施策」を設定して実行します。

(1) めざす姿 誰もが参画・活躍できる「共生社会」

行動【参画の推進】

- 誰もが働きやすい環境づくりの推進
- 地域活動・防災活動への多様な担い手の参画促進
- ライフステージに応じたジェンダー平等理念の啓発
- 家庭生活と社会参画の両立に向けた環境整備
- 重点** ○ 生活の場における行動変容の促進
- 重点** ○ 意思決定過程における男女バランスの均衡

ジェンダー平等が実現され、誰もが参画し、活躍できる社会をめざします。そのためには、すべての施策や事業がジェンダー平等の視点に立って行われることが重要であることから、意思決定過程への女性の参画拡大をより一層推進し、様々な制度や仕組みの変革に向けて社会環境の整備に取り組みます。

また、誰もが個人の意思に基づいた多様な選択ができるための土台づくりとして、ライフステージに応じたジェンダー平等理念の啓発を図ることで意識や行動の転換を推進するとともに、子育てや介護等のケア労働の負担軽減に関する支援を行います。

(2) めざす姿 多様性を活かし合う豊かな「成長社会」 【新規】

行動【多様性の理解促進・支援】

- 重点** ○ D&Iの理解促進 【新規】
- 重点** ○ 性的マイノリティへの支援 【新規】
- 男女平等推進センターの機能の充実

多様な個性を認め合い、活かし合って、多角的な視点を取り入れることで変革を起こし、持続的な発展につながる成長社会をめざします。そのために、広く区民と協働しながら、多様性への理解を促進し、障がいの有無や年齢、国籍や人種、性自認や性的指向等にかかわらず、すべての人が受容される、住みよい社会を実現するための制度や環境の整備を推進します。

(3) めざす姿 暴力やハラスメントのない「安心・安全社会」

行動【相談・支援体制の充実】

- DVの未然防止と早期発見
- 重点** ○ DV被害者支援
- ハラスメントや性暴力の防止
- 心とからだの健康づくりの推進

力や立場の弱い者への暴力を根絶して、誰もが安心して安全に暮らせる社会をめざします。そのために、DVや性暴力、様々なハラスメントの未然防止とともに被害者支援に向けた総合的な取組を強化します。また、生涯にわたり健康に生活できるよう、ライフステージごとに生じる健康上の問題に応じた支援を行います。

(4) 計画の推進・進行管理体制の充実

めざす姿において挙げた行動を総合的に推進していくための要として、点検評価・成果測定の実施と改善を行い、積極的な庁内・庁外との連携強化により、推進を加速します。

3 計画体系

【計画全体を貫く視点】

社会的につくられた性差にとらわれず、
また、多様な個性を理解し、認め合い、支え合うことで、
誰もが能力を発揮できる「いたばしグッドバランス」の実現



4 計画指標

新たな計画指標が入ります

※素案の段階で提示予定

第4章 行動（取組の方向性）・施策

めざす姿 誰もが参画・活躍できる「共生社会」

〔行動〕誰もが働きやすい環境づくりの推進 ※板橋区女性活躍推進計画に該当

施策

- ・企業等における環境整備の促進

女性も男性も希望に応じた働き方ができる環境を整備するため、職場における出産・育児・介護に対する理解の促進とともに、企業や管理職の意識を転換し、行動変容への気運醸成を図ります。

- ・区役所における職場環境の整備

区内事業所の模範となるよう、区役所自らがモデル事業所として、男女がともに働きやすい職場環境の整備に取り組みます。

- ・就労と能力発揮に向けた支援

子育て・介護等による離職後の再就職に向けた支援や、女性の視点を活かした起業の支援を行います。

〔行動〕地域活動・防災活動への多様な担い手の参画促進

施策

- ・地域活動における意識啓発

特定の性や年齢層により担われている分野へ、多様な人々が参画できるよう、意識づくりや環境の整備に取り組みます。

- ・誰もが尊重される防災対策の推進

防災にかかわる意思決定の場へ女性が参画することにより、男女双方の視点に立った体制の整備を進めるとともに、男女平等参画の視点での避難所運営のためにも、災害時の女性リーダーの育成と確保に取り組みます。

〔行動〕ライフステージに応じたジェンダー平等理念の啓発

施策

- ・幼少期・学齢期など若年世代における教育の推進

男女がともに自立して個性や能力を発揮できる男女平等参画社会を実現するため、早い段階から男女平等参画の課題に対する啓発を行い、ジェンダー規範にとらわれない勤労観・職業観の育成及びキャリアデザイン教育に取り組みます。

- ・成人期・シニア期における学習機会の提供

男女で取り扱いの異なる社会制度や慣習・慣行について改善を図るため、ターゲットごとに手法を変えた啓発活動を行い、幅広い区民に向けた学習機会を提供します。

〔行動〕 家庭生活と社会参画の両立に向けた環境整備 ※板橋区女性活躍推進計画に該当

施策

・子育て・介護等に対する支援

女性も男性も自らの希望に応じて家庭生活と社会参画を両立できるよう、ケア労働の負担軽減に向けた環境整備や支援を行います。

・社会参画の促進に向けた支援

それぞれのライフスタイル等に合った社会参画を促進するため、環境整備や地域社会における様々な活動の情報発信に取り組みます。

〔行動〕 生活の場における行動変容の促進 **重点** ※板橋区女性活躍推進計画に該当

施策

・多様なロールモデルや選択肢の提示 **重点**

多様な家族像・女性像・男性像が社会に浸透していくように、チラシ・ポスター等の作成における留意点をまとめたガイドラインを作成するなど、男女の役割に対する思い込みを払拭し、社会の意識・行動の転換を図る取組を進めます。また、ケア労働をひとりで抱え込まないよう、様々なサービスの情報提供に努めます。

・男性の家事・育児・介護の実践促進

単なる意識啓発ではなく、家事・育児・介護など具体的にどうすればできるのかスキルを学ぶことのできる実践的な講座を実施していきます。

〔行動〕 意思決定過程における男女バランスの均衡 **重点**

施策

・各種審議会等における幅広い人材の活用 **重点**

政策・方針決定過程へ参画する委員の男女バランス均衡のために、各付属機関等の実情を把握するとともに、委員選定に関するガイドラインを作成し、各付属機関等を所掌する担当部署が積極的に取り組めるルールづくりを行います。

・組織における管理監督職への積極的な女性の登用 **重点**

議会対応や組織・人事調整等を行うポストへの女性職員の配置によって女性の職域拡大を行うとともに、ロールモデルの提示やキャリア形成支援に向けた研修を行うなど、目標数値の達成に向けた実効性のある取組を行います。

・職員の理解の促進

区職員が各自の担当している職務に、ジェンダーの影響や作用を考慮しながら施策を展開できるよう啓発を行います。また、男女平等参画に関する職員の意識把握のため、定期的に点検・調査を実施して啓発の効果測定を行い、PDCAサイクルを推進させます。

めざす姿 多様性を活かし合う豊かな「成長社会」 【新規】

〔行動〕 D & I の理解促進 【新規】 **重点**

施策

- ・ **個の多様性に関する積極的な情報発信** 【新規】 **重点**
多様性について広く区民に認識してもらえるよう、イベントにおける展示の実施や区の出前講座を活用して学びの場を提供するなど、ターゲットごとに手法を変えて効果的に広報・意識啓発を行います。
- ・ **多様な人々の社会参画に向けた環境整備** 【新規】
すべての人が受容され住みよく暮らせる社会を実現するため、多様性を前提とした情報提供や制度・環境の整備に取り組みます。

〔行動〕 性的マイノリティへの支援 【新規】 **重点**

施策

- ・ **生活上の困難の解消** 【新規】 **重点**
当事者が性的マイノリティであることによる困難を感じる場面をなくすため、パートナーシップの導入検討をはじめ、差別や偏見の解消及び設備・制度上の不平等を解消に取り組みます。
- ・ **相談体制の確立** 【新規】
性的マイノリティである当事者が一人で悩みを抱え、孤立してしまうことのないよう、安心して相談できる体制を整えます。
- ・ **性の多様性に関する理解の促進** 【新規】
様々な啓発の機会を創出するとともに、区職員が性的マイノリティに配慮した対応を取れるよう取組を進めます。

〔行動〕 男女平等推進センターの機能の充実

施策

- ・ **区民との協働推進**
区民との協働をより効果的に推進するため、団体の形成や掘り起こしに向け、新たな連携やつながりをつくるため積極的に働きかけます。また、男女平等推進センターの役割や機能の充実に向け、区民の意見を取り入れながら新たなセンターの在り方について検討を進めます。
- ・ **相談事業の充実**
相談窓口の周知を図り、誰もが気軽に相談を受けられるようにするとともに、多様化・複雑化する相談内容に的確に対応するため、必要に応じてより専門的な情報とつないでいくことができるよう相談体制をより一層充実させます。

めざす姿 暴力やハラスメントのない「安心・安全社会」

〔行動〕DVの未然防止と早期発見 ※板橋区配偶者暴力防止基本計画に該当

施策

・若年者等への教育・啓発

DVによる被害を生まないために、また、自覚なく被害を長期間受けることが無くなるよう、幼少期からDVに関する啓発を行います。さらに、家庭内だけでなく、地域や企業、団体等への研修等、包括的な暴力防止施策を展開します。

・地域への周知及び見守りの連携

自身で声をあげて相談窓口へつながることが困難な被害者のために、医療機関や地域の民生委員等へ相談や通報の重要性について周知を行います。また、少しでも相談への心理的ハードルが緩和されるよう、相談窓口に関する広報の内容について適宜見直しを図ります。

〔行動〕DV被害者支援 **重点** ※板橋区配偶者暴力防止基本計画に該当

施策

・相談体制の拡充 **重点**

DV被害者本人の意思と状況に応じたきめ細かい支援や、切れ目のない総合的な支援ができるよう、メール等の相談方法の拡大や男性の相談先の確保など相談体制の拡充に取り組みます。

・配偶者暴力相談支援センター機能と関係機関との連携強化

庁内連携を強化し、職員や相談員への研修などDV被害者支援に関わる人材の育成及び職務関係者のケアや安全の確保に努めます。また、「(仮称)板橋区子ども家庭総合支援センター」と配暴センターがスムーズに連携するための仕組みづくりに取り組みます。

〔行動〕ハラスメントや性暴力の防止

施策

・ハラスメントの防止啓発及び相談窓口周知

職場や学校、地域等、様々な対象へ向けて、ハラスメントの防止やメディアリテラシーの啓発に取り組みます。また、ハラスメント問題が発生した場合の適切な相談窓口を周知します。

・性暴力の防止啓発及び相談窓口周知

多様な媒体によって、対象年齢に合わせた正しい性教育及び性暴力防止啓発に取り組み、被害に遭った際の適切な相談窓口の周知を強化します。

〔行動〕心とからだの健康づくりの推進

施策

- ・心とからだと性に関する正確な情報の提供

若年層に効果的にアプローチできるよう、多様な媒体を通じて実態に即した正しい性教育とリプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点に立った啓発を行います。

- ・女性の健康づくり支援

ライフステージに応じた心とからだの様々な悩みに対応するため、女性健康支援センターと連携してその業務内容を広く周知し、啓発及び相談を行います。

計画の推進・進行管理体制の充実

施策

- ・連携による推進体制の充実

計画をより実効性のあるものとしていくために、庁内及び関係機関との連携を強化し、積極的な活動を展開していきます。

- ・点検評価・効果測定の実施と改善

計画の進捗状況と設定した指標の変化を定期的に点検・効果測定し、客観的に評価できる仕組みに基づき、その後の進展に活かしていきます。

続いて資料編を掲載予定